

入札監理小委員会における審議結果報告
エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）

資源エネルギー庁の当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要について

（1）事業概要

本事業は、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的とした一般統計調査。

事業期間は、令和 8 年 10 月～令和 11 年 9 月（市場化テスト 2 期目）

（2）これまでの経緯

平成 27 年度、民間からの意見募集において統計調査業務の市場化テストの提案があったことを契機として、平成 30 年度の「公共サービス改革基本方針」別表において選定された。

市場化テスト 1 期目の事業評価において、1 者応札など、競争性の確保等において課題が認められたもの。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

今回、市場化テストの実施に際して、以下の内容に変更・修正している。

（1）目標回収率を直近の実績値に修正

現在の目標回収率である「72%以上」は過去最高の実績値（平成 24 年度）をもとに設定しており、長年未達の状況が続き、近年は大きく乖離している。

入札における競争性改善と、本調査の精度及び信頼性の担保を考慮し、過去最高の実績値ではなく、直近の実績値（令和 5 年度、令和 6 年度）をもとに設定。

（資料 3—2 P23）

※提出期日までの調査票回収率：45%以上

令和 5 年度調査：49.5%

令和 6 年度調査：45.4%

※最終的な回収率：65%以上

令和 5 年度調査：64.6%

令和 6 年度調査：63.8%

(2) 回収数に占めるオンラインによる回収数の割合の目標設定

「最終年度におけるオンライン回答率 50%超を目指し、オンライン回答率の向上に努めること」(オンライン回答率とは、回収数に占めるオンラインによる回収数の割合)を追記。

(資料3—2 P23)

※オンライン回答率：50%超

令和5年度調査：31.9%

令和6年度調査：42.3%

(3) オンライン回答率の向上等に資する提案

市場化テスト1期目で未達となった目標回収率の達成や経費削減に資するため、受託事業者の創意工夫を生かし、オンライン回答率の向上や報告者負担の軽減につき提案するように追記。

(資料3—2 P7)

(4) 業務の引継ぎにおける費用負担の明確化

業務の引継ぎにおける費用負担を明確化。

(資料3—2 P22)

(5) 従来の実施状況に関する情報の開示を詳細化

「従来の実施状況に関する情報の開示」について、市場化テスト1期目の実施要項より詳細に明記。

(資料3—2 P67~73)

(6) 評価項目や配点の見直し

提案書雛型の記載順・内容に合わせる形で評価項目一覧の記載や配点の見直し。

(資料3—2 P59~64)

3. 実施要項(案)の審議結果について

【論点1】

実施要項(案)P5の電子調査票(Excelファイル)の開発については、新規参入者が既にあるものを活用できるよう、現在使用しているものは貸与するということが読みとれるようにすべきではないか。

【対応1】

「電子調査票(Excelファイル)については、資源エネルギー庁から貸与する令和7年度調査で利用した電子調査票に必要な修正を加えて利用する。なお、電子調査票の設計、開発、単体テスト、結合テスト(バックアップ環境)、総合テスト(本番環境最終テスト)を実施する際は、「政府統計共同利用システム(オンライン調査システム)電子調査票ガイドライン」の記載に沿って行うこと」を明記。

(資料3—2 P5)

【論点 2】

実施要項（案）P16 の「再委託」を「再委託事業者からの再委託」を意味して用いている箇所について、適切に区別して表記すべきではないか。

【対応 2】

文意を明確化する観点から「再委託を受けたデータ入力業務等を他の事業者にさらに委託してはならないこと」と修正。

（資料 3—2 P16）

【論点 3】

「合計 2 回、書面による督促を実施する」とは、リマインドはがき 1 回、督促はがきを 1 回の合計 2 回という意味であれば、そのように表記すべきではないか。

【対応 3】

文意を明確化する観点から「調査票提出期限の前と後に合計 2 回、書面による督促（リマインドを含む）を実施する。」と修正。

（資料 3—2 P17）

【論点 4】

本調査は重要な調査であり、再委託先が望ましくない事業者であった場合も想定して、再委託の要件について再考すべきではないか。

【対応 4】

再委託については、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」において、「委託先は、再委託先や再委託契約の内容等についてあらかじめ各府省の承認を得なければならないほか、再委託先に対して必要かつ適切な監督を行うもの」とされており、実施要項（案）にも、「X. 5. 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」において、措置の内容を具体的に記載している。実施機関としては、これらの規定を踏まえ、委託先が再委託を行う場合には、再委託先や再委託契約の内容等について、適切に確認することとしている。

（資料 3—2 P31）

4. パブリック・コメントで出された意見への対応について

パブリック・コメント（令和 8 年 2 月 9 日～3 月 10 日）において、2 者から 2 件の意見があり、仕様書に別記として「情報セキュリティに関する事項」を追記した。

（資料 3—2 P36～44）